

検討項目		審議会の意見を踏まえた修正案	
		審議会において決定した内容及び修正案	
市第3章 の役割	職員意識と 能力の向上		条文内容の修正無し ※逐条解説において、職員は座学やワークショップ等の従来の研修に加え、地域の公益活動団体との交流による実地研修を通して職務能力と資質の向上に努めるという説明を加える。
	情報の共有		条文内容の修正無し ※逐条解説において、市民等が情報を発信する方法(地域コミュニティ組織や市民活動団体等をととした情報発信)について説明を加える。
第4章 協働の推進	市の説明責任		条文内容の修正無し ※第1項の「わかりやすく」を「分かりやすく」に修正(文書法制担当に確認済み)。
	市民参加の 機会の確保		条文内容の修正無し ※条文中の「市民意見」を「市民の意見」に修正。
	市民参加 の対象		指摘事項無し。
	市民参加 の方法		指摘事項無し。
	市民参加 の公表		指摘事項無し。